

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給対象事業主要件票

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給を受けるためには、以下の要件のすべてを満たしていることが必要です。

（※実際の支給の可否については、支給申請後にトライアル雇用の実施状況等も含めて審査を行います。）
また、トライアル雇用を実施するためには、トライアル雇用実施計画書の提出時にこれらの要件があることを了承していることが必要です。

Table with 15 rows and 2 columns. Column 1: Numbered items (1-15). Column 2: Description of requirements for trial employment. To the right of each row is a checkbox.

Table with 16 rows and 2 columns. Column 1: Numbered items (1-16). Column 2: Description of common requirements for grant. To the right of each row is a checkbox.

【その他の注意点】

※トライアル雇用の紹介を受けた場合は、なるべく書類選考ではなく面接による選考を行ってください。
※トライアル雇用の紹介は、選考中の方の数が求人数（採用が決まった方は除きます。）の5倍以上となっている場合は、それ以降行いません。

確認年月日 令和 年 月 日

求人事業所名 担当者名

<安定所処理欄>

求人番号 40030-

受理担当者名

安定所受理印